

5. 農林漁業セーフティネット資金

農林漁業資金	
ご利用頂ける方	農林漁業者であって農林漁業に係る所得が総所得の過半を占めている方など
適用要件	新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している おそれがあること
融資限度額	(一般) 1, 200万円 (特認) 年間経営費等の12/12以内 (注)
融資期間 (うち据置期間)	10年以内 (3年以内)
適用利率	<p>①新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していることを公庫が確認できた場合、貸付日から当初5年間、公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、実質無利子となります。</p> <p>②実質無担保となります（担保は融資対象物件に限ります）。</p> <p>③農業者の方に関しては、負債整理関係資金を除くスーパーL資金や経営体 育成強化資金に関しても、利子助成の対象となります。</p>

(注) 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。